

仕 様 書 (下関)

1 目 的

この仕様書は、自衛隊山口地方協力本部が使用する燃料を購入する際における品質等の内容を規定することを目的とする。

2 品名・規格・予定数量等

品 名	規 格	単 位	予定数量	地 区
自動車ガソリン	2 号	ℓ	3 3 3	下関市

注：予定数量は給油量を保証するものではない。

3 給油を受ける車両数

車 種	台数	地 区
ガソリン車	5	下関市

4 納入場所

下記住所を中心とし、それぞれ概ね半径 3 km 以内の給油所（セルフスタンド不可）。

地 区	名 称	住 所
下関市	自衛隊山口地方協力本部下関出張所	下関市羽山町 4 - 1

5 納入期間

令和 7 年 8 月 1 日～令和 7 年 8 月 3 1 日

6 給油要領

- (1) 車番入りの給油票（4 枚綴り）を作成するものとする。
- (2) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- (3) 1 回の給油において 1 L 未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 代金の支払

売掛により 1 ヶ月分をまとめて翌月払とする。

8 検 査

契約担当官の指名する者が数量検査を行うものとする。

9 価格変動等による契約金額の変更

法令等の改定、その他予期することのできない事由に基づく経済情勢等により契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合には、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

10 契約条項

- (1) 暴力団排除に関する誓約事項に基づく誓約を行うものとする。（入札書の提出をもって誓約したものとする。）
- (2) 落札決定後、速やかに納入可能な給油所の住所、名称等を連絡すること。

11 提出書類

- (1) 納品書については、事務所ごと 1 ヶ月分をまとめたものを 2 部ずつ提出すること。
- (2) 請求書(明細書)については、事務所ごと 1 ヶ月分の給油量が記載されているものを 1 部提出すること。
- (3) 給油票は給油の際、車両ごとに給油者へ提出すること。

12 その他

契約担当官が指定する書類を提出すること。また、本仕様書に示す内容等に疑義を生じた場合は、契約担当官に通報し契約担当官の指示を受けるものとする。

暴力団排除に関する誓約書事項に関する誓約に虚偽または反する事態が生じた場合、入札を無効とする。